

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十七年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名	事業者の主たる	事業者の名	事業所の所在	障害児通所	廃止年月
称	事務所の所在地	称	地	支援の種類	日
特定非営利 活動法人地 域密着型相 談センター とまり木	奈良市高畑町一 〇二五	とまり木キ ッズはうす	奈良市高畑町 一〇〇五―三	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 七年九月 三十日